

三井高昶氏を訪ねて

安岡重明
石川健次郎

われわれは、これまで日本財閥の関係者各位から、お話をおうかがいする計画をたて、順次実施してきたが、今回の調査もその一環をなすものである。

昭和五十三年十月二十一日、同志社東京分室（銀座四丁目聖書館ビル）において、三井高昶氏（連家・元三井信託監査役・元三井精機取締役）および三井礼子氏（総領家・三井文庫）から、非常に興味深いお話をおうかがいすることができた。本資料は、その対談の内容を当面の問題に関する限り、抄録したものである。

文中、「三井」とあるのは三井高昶氏「礼子」とある

のは、三井礼子氏である（敬称略）。

対談に先だって、三井高昶氏に御答えの準備をしていただくために提出した質問項目は次の通りである。

〔第一回目分〕

- 1、総領家、本家、連家の間でのつきあいの大要をお話し下さい。
- 2、総領家・本家・連家の間では収入の比率に相当大きい差がありますが、実際の仕方もちがっていたのですか。具体的にお話し頂ければ幸いです。
- 3、連家の次三男の独立の際にはどの程度の財産分与が

なされましたか。また職業の撰択はどのようになされましたか。

4、連家の当主としての日常生活についてお話し下さい。

5、三井家憲（明治三十三年）について

(1) 同族会の指定したる裁定者とは（第十四条）。

(2) 親族会の範囲（第十八条）。

(3) 監督者に財産を管理された実例はありますか（第五十三条）。

(4) 各家の家産はどのように使用されましたか（第九十六条）。

(5) 婚姻等の費用が総領家 $\frac{1}{2}$ 、本家 $\frac{2}{3}$ 、連家 $\frac{1}{3}$ と定められておりますが、不都合はありませんでしたか（第七十六条）。

(6) 世襲財産とは（第九十七条）。

(7) 制裁の実例はありますか（第一百条）。名前は伏せて下さって結構です。

(8) 絶交の実例は（第一百三條）。

〔第二回目分〕

(1) 京大仏文科に入学される時、御家族の反対はありませんでしたか。

(2) 三井銀行本店営業部勤務ではどのような業務につかれましたか。また処遇は一般行員とどちらが良かったですか。

(3) 三井合名会社社員としては、どのような役職につかれましたか。社員総会では、誰もが積極的に発言されましたか。

(4) 三井銀行営業部より経理部へ変られましたとき、どのような業務につかれましたか（昭和十六年四月）。

(5) 三井銀行をやめて三井信託株式会社に入られた事情（昭和十七年六月）。

(6) 三井精機工業株式会社取締役就任（昭和十九年六月）、同社常任監査役就任（同年十二月）のときの事情。

(7)三井信託監査役、三井精機監査役辞任後の御職歴。

(8)戦後の財産税の問題や御生活について。

(9)総領家、本家の子弟と連家の子弟の間で、格式の差のようなものがありましたか(あれば具体的にお話下さい)。

(10)御結婚のときの条件、様子。

(11)御子様の御結婚の相手と条件はどうでしたか。また財産の分与について。

三井 高 昶^{たか} 氏^{あき} 略歴。

日本聖公会聖ミカエル学院長

東京都、明治四四年八月一六日生れ。三井武之助三

男。経歴・三井信託銀行監査役、三井精機取締役・監査役。(交詢社『日本紳士録』昭和四一年版による)

I

安岡「まず家憲についてのお話から、おうかがいしたい

のですが」

三井「私の父が早くに亡くなったものですから、割と小さい時から、家憲について知っておりました。毎年正月に家憲の朗読がありましたね。父が亡くなっておりましたので、私は丁年になる前から、それに列席しておりました。」

安岡「それには十一家がお寄りになって……」

三井「ええ、十一家皆集りましてね。総本家が家憲の朗読をされて、それを拝聴するわけです。たとえば、借金をしてはいけなとか、政治に干与してはいけなとかね。皆それを肝に銘じるわけです、やはり、毎年ああいうことを聞くというのはいいことですね。ただし、はじめに宗竺遺書の抜すいを読んで、つぎに家憲の抜すいを読むのです。なにしろ長文なものですから、全部読んでると大変なんです。ですからそのためだけにちゃんと抜すいが出来ているんです。」

安岡「その際お集めになる範囲は十一家のご当主とお

しゃいしましたが、そのほかには……」

三井「そうですね、各当主と相続人でしたですよ。」

礼子「丁年になると、宣誓の署名をしたでしょう。」

三井「しましたね。」

安岡「それは、家憲の主旨は守るといふようなことでしょうか。」

三井「そうですね。まあ違反しないといふことですね。」

安岡「そこで、家憲を拜見しておりますと、罰則規定みたいなものが設けてありまして、もめごとがある場合には裁定者に仰ぐとか……」

三井「私、裁定者というものを調べてみたんですが、どうもよく分らないんです。しかし、まあ考えてみますと、この裁定者というのは、結局大番頭さん方、井上

馨でしたかね。」

安岡「はあ、大顧問」

三井「それから副顧問、そういう人達が裁定者になられたんじゃないかと思んです。実際、具体的な事実を知

らないんでね。」

安岡「家憲の十八条に親族会というのがありますが……」

……」

三井「親族会というのは、余り聞いたことがない。親族会というものを開いたこともないし、またそれにかかるといふような事件もなかったのじゃないですかね。」

礼子「私も親族会という名前聞いたことないですね。」

安岡「ここには、各家の後見とか相続について、裁判になるような問題が起ったときには、同族会以外に親族会を開くと書いてありますが、これは実際そのようなトラブルがなければ開かれなかったらうと思えます。」

三井「結局、親族会というのは、同族の十一家の人達とそれに顧問か何か加えた、少し同族会より広い範囲のものじゃなかったかと思えますね。」

安岡「第五十三条に、財産の運用がうまくいかなかった場合には、その財産を監督者に管理させるということ

ですが、そういうことを実際にお耳になさったことは、おありでしょうか。」

三井「さあ、どうでしょうか。」

安岡「品行の修らない人とか、そういうことがありますと……」

三井「私など相当品行の修らない方だったんですが、そういう目にはあいませんでしたね。」

安岡「そうしますと、制裁の規定とか、準禁治産がどうかという事がございますが、制裁例というのは具体的には、もうほとんど……。」

三井「そうですね。聞いておりませんですね。」

安岡「絶交というような規定もあります……」

三井「はい。そういうことも聞いておりません。」

II

安岡「高昶さんは、京大の仏文科をご卒業なさっています
が、三井さんは沢山事業をお抱えになっておられます

から、やはり政経科の方に進むよう希望されたんじゃないでしょうか。」

三井「別にそんなことございませんでしたよ。大学さえ出れば、もうどこかの会社へつこまれる。私の場合、ちょうど銀行に三井の同族の若いのが入っていないから、まあ入れということで、それで入ったわけですよ。」

安岡「それでは、ご一族の方から、どうだというおすめがあって、お入りになったわけですね。」

三井「そうですね。」

安岡「銀行に入行なさいまして、営業部勤務なんです
が、どうでしょうか、実際に実務におたずさわりましたか。」

三井「それは、やはりずっとやっておりました。最初半年くらい計算係やっております、そのあと営業部の
中を、預金とか貸付とか調査とか、いろいろなところ
まわりました。それで四年やっとなりましたが、その後

二年間經理の方へまいりました。」

安岡「やはりご子息でも、他の行員と同じようなことをなされたわけですね。」

三井「はい。同じ行員です。」

安岡「そのあと、三井信託の監査役になっておられますね。」

三井「はい。銀行辞めてから、監査役になりました。」

安岡「やはり、ご一族の方は、一定の年限お勤めになりますと、監査役とか取締役とかにおなりになるわけですか。」

三井「そうらしいですね。年令からいってもね。」

安岡「その際、本家筋の方と連家筋の方とで、取り扱ひ上の差、たとえば行く会社が違ふとか、そういうことはございませぬでしたか。」

三井「別にそういうことはなかったと思います。まあ信託に人がいないということで、適当な者がそこに行きますので。本家ならここへ行く、連家だからここへま

わるということとはなかったようです。また一族というところで、多少他の人とちがっていたでしょうが、特に特別扱いということはありませんでした。やっぱり丁稚として修業しなければならぬんですから。」

安岡「話は少し変わりますが、同族会にはご出席なさってますが、その雰囲気などにつきまして、おうかがいたいんですが、その發言などは自由でしたですか。」

三井「割にそういう点は自由でしたですよ。」

安岡「同族会では、下からあがってきた案件について、いろいろ議論したけれども、結局のところ原案どおりに落ち着くことが多かったという話ですが……。」

三井「大体そういう傾向ではありましたですね。」

安岡「昭和二十二年の憲法発布の頃でしょうか、同族会も廃止されますね。その時かなり深刻な会議をなさったと思うのですが……。」

三井「それはね、私ちょっと記憶にないんですがね。」

礼子「その時は同族から、あまり議論は出なかったとい

ってました。」

三井「まあ、出ませんでしたね。少くとも、非常に議論のあったという劇的な印象は全然持っておりません。いくら議論して、そうじゃないといっても仕方ないですからね。」

礼子「それまで重役の間でさんさん議論がつくされて、それでもう仕方がないということになったらしいですね。」

安岡「それからややあって、三井合名は解散になりますし、また財産税等の問題もあって、それから三井のご一族とか幹部の経営者の方々はみな財界追放になられたりしまして、卒直に申しまして、お困りになるというようなことはございませんでしたでしょうか。ただし、あれは何の職業にもつけないという制限ではなかったと思いますが……」

三井「少くとも関係会社の職にはもうつけなかったですね、昭和二十六年まで。それで本館の建物へ入っても

いかんということだったですよ。」

安岡「二十六年の解除後は……」

三井「いやもう誰も会社には帰っておりません。もうその六年の間には、大部会社の内容も変わりました、事務的にもガラッと変わったわけですが、それに、われわれの知っている幹部の方は全部一緒に追放されたわけですからね。いま、会社とのつながりは形式的なもの以外何もないですね。昔持っていた会社の株というのは全部整理委員会に売られてしまいましたからね。資本的には何も関係ありませんね。」

安岡「財産税につきましては、ロバートさんの本では、総領家さんで財産税等は総財産の九十一%まで持って行かれたとありますが……」

三井「私、財産税のことよく覚えてないんです。同族会の方で払ってくれたんですかね。私は財産税の処理の知識ないんですよ。」

安岡「ということは、財産税は生活の方にあまり影響な

かったということでしょうか。勿論、新円封鎖など、いろいろご不便なことはあったと思いますが……。ご一族の中で財産税のために、お宅をお売りになるというようなことは……」

三井「そうですね。財産税のために、家を買ったというのは、どうでしょうか。」

礼子「解体のためか、財産税のためか、今考えると、どっちだか分らないみたい。ただ家つき予算というのがありましたね。」

安岡「家つき予算といえますと。」

礼子「整理委員会に、各家ごとで予算を出すんですよ。予算を出してそれが認められると、月々呉れるわけです。初め出したのと項目が違うと認めてくれないんですよ。」

三井「われわれの株皆売りましたでしょ。その売った中から、われわれの生活費をくれてたわけですよ。そうして、予算をとって食っているうちに、その株券を

売った金なんて全然なくなっちゃいましたですからね。」

礼子「もし、予算超過すると、その家の人が道具や骨董品を売って埋めなければいけなかった。しかし、むこう（整理委員会）も、きつと十一軒をいちいち面倒みるのは、わずらわしかったんでしょう。最初は一月、だんだんに三ヶ月になっちゃいました。」

III

安岡「私ども、家族の研究もしております、婚姻関係にも興味あるのですが、高昶さんの奥さまはどういう、いつ頃ご結婚なさったのでしょうか。」

三井「私の結婚はちょっと特別でしてな。皆さんにお話するのはどうもね。」

安岡「ご自分でお探しになって……」

三井「そうです。」

安岡「家憲によりますと、その時には同族会の承認を得

よということになっていきますが。」

三井「まず私の場合、同族会にはなく後見人の方に承認を得ようとしてましてね。先程申したように、父が早く亡くなりましたので、後見人がいたんですよ。その方に相談しております、その諒解を得ようとして何度も随分通ったんですが、駄目だったですね。」

礼子「三井の連家にしても、十一家のうちの一人ですと、いろいろ難しいこともありますしね。体裁はっかりいいですね。大変だったでしょう。」

安岡「やはり、他の家の方々にも関係することでしょうからね。三井さんは結束が堅いですから。で結果的には……」

三井「結論的には持久戦ですね。そうだったら。でも終戦になりましたら、家憲もなにもないですから。それにこちら十年になってますし、丁年になってますから婚姻届けを出すのは自由ですからね。」

安岡「先日、礼子さんのお話しもおうかがいいたしましたし

たが、どちらかと申しますと、お二人の場合、別格ではないかと……。ほかにそういう別格の方はいらっしやいませんか。」(笑)

三井「さあどうでしょうか。」

安岡「そうしますと、ご結婚式はお挙げでは……」

三井「挙げておりません。式なんか挙げたって挙げなくて、ねえ。ですから、金婚式でもやれることがありましたら、皆さんに一席あれしていただくかなあ、なんて思っています。他の人は割り合っておとなしくご結婚なさってますね。私も披露も何もしておりませんが、今ではごく普通のお付き合いをいただいております。自然のなりゆきですね。」

安岡「ご子息のご結婚についてはいかがですか。先日、総領家の八郎右衛門さんにおうかがいしたところによりますと、ご子息の結婚には干渉しなかったとおっしゃってました。友達がよいといえは、それでよいというようなことをいっておられました。八郎右衛門さん

は開明的だなと思つた次第です。」

三井「われわれのようなところでは、息子が結婚しても、結婚させるだけで、あとは一向に見ていない。第一分けるものがありませんからね。息子なんかの生き方見てますと、あれはあれでよいように思います。現在、三井信託におりますけど、この間もマンションを借金して買ったといつておりましたよ。俺は出してやれないぞっていったら、借金ぐらゐは自分でやるってね。」

安岡「連家のご主人としての、戦前の日常生活というのはどのようなものだったのでしょうか。たとえば、女中さんがどれくらいいたとか。執事その他がどれくらいだったかとか……」

三井「ご想像どおり、主人と家内には別々の女中が何人かつきますし、子供には一人づつ女中がつかました。またほかに「茶の間」というのがいたり、女中頭がいたり、結構人はいましたね。執事がいて、その下に二

・三人居るとか、運転手がいるとか、台所に何人いるとか、小使が何人いるとか、結局うちなんかでも三十人はいましたかね。総領家などたくさんいたでしょう。」

礼子「五十人くらいはいたでしょう。」

安岡「高昶さんはご当主ということで、日常生活でも他のご兄弟とは違つた訓練の場といえますか、特別の扱いというようなものはありましたか。」

三井「別にそういうことはありませんでしたね。といいますのは、私の母は割に民主的なんですね。ワシントンの領事館で生まれておりました、その時伊藤博文が大使をしていたらしい。それでその一字をもらつて、文という名になつたようです。だから、母の父さんも母さんも向うの空気知つていたもんだから、母も自然割合い民主的な人でね、兄弟もみんな平等に育てられたように思いますね。差別的なことはなかつたようです。ただ、当主だということで、随分若い頃から公式

の場に出る機会は多かったですね。その度にタキシードや燕尾服を着なくちゃならなかったの憶えております。」

松沢「ご当主のなかで、将来へのご自分の希望があつて、ほかのことなさつて、次男の方とかあるいはご養子の方が跡をとられたというケースはおありでしょうか。」

三井「そういうケースはありませんですな。割に異端者というのはいさなかつたようですよ。皆さん生まれながらにして、事業をするというように運命づけられていると観念していたようですよ。」

松沢「ご当主の奥様は会社のこととか、同族会のことよくご存知だったのでしうか。」

礼子「自然にね。何か主人が家に帰つて来てから、今こんなことがあつたとか、いろんな話をしますものね。」

松沢「奥様ご自身は同族会など公式の場にはお出になら

ないわけですね。」

礼子「ええ、出ません。勿論。」

安岡「礼子さんは特別よくご存知なんですよ。ご自分でご研究なさつてますし。」

石川「各家の日常生活の経費はどうなつていたんでしうか。家産とも関係あるかと思ひますが、年間の収入と支出それに予算といったものは、直接ご当主がやられたのではないと思ひますが。」

三井「家産と申ししましてもね。不動産や何か現実に持っているわけですが、そのほかの財産も同族会が全部管理しているのです。ですからその処分につきましても同族会の承認を得なければならぬ。細いことは執事に全てまかせておりましたので、私は直接そういうこととは分らない。使いすぎると少し使いすぎですよと注意されるくらいですね。執事の下には、表・表詰めというのが三人居りましたね。」

松沢「男の子が何人か居る場合、ご結婚なさつて、分家

される時、次男はどれくらい、三男はどれくらいという財産分けの比率はきまっていたのでしょうか。」

三井「それは決っていたようですよ。私の場合、弟が分家しましてね。その時確か五十万円出したと思います。五十万円というのは、会社の方から収入がありません。その百分の一とかで分けてくれる。そのうちから何%とかを全部積み立ててある。その積み立てのなかから、五十万円という分家費用が出たわけです。その積み立て金で足りない場合は、われわれが出すわけです。分けてもらったものを特別積金と普通積金とに二つに分けてあるわけです。その普通積金というのが、われわれの小遣いということで、いろいろ差し引かれて残ったものですが、そこからこれ五十万円じや足りないから弟にはこれだけ出してやろうと、ということになるのです。嫁に行く場合は、われわれ連家の場合二十五万円だったと思います。二十五万円持たせて行って、それで結婚費用その他に二十五万円くらい

使うということだったと思います。」

松沢「それは、ご当主がご自由におきめになることですか。」

三井「普通積金の方はね。」

安岡「家憲上では、大体金額ではなく比率になってましてね。実際の場合は金額で出されますが、いまおっしゃったように分家される際には五十万円の金額がその比率に相当していたのではないのでしょうか。」

三井「その金額はお宅によっても多少違いますでしょうし、積立年限が長ければ、やっぱり多くなりますしね。姉も弟も私の代になって嫁いだり、分家したりしたものですから、みんな私が面倒みたのです。」

石川「日常生活とは少し話題がずれますが、同族の方々のお仕事についてですが、三井が新しい会社をつくるとか、新しい産業分野に進出するとかいう場合、そういう方針は経営幹部の方々が一応決定すると思うのですが、そのような案件に対して、同族の方々はどうい

う風にご関係なったのでしょうか。」

三井「そういうことは、合名の社員会議で決めたようですよ。ただ、私が出てからは割にそういうことはなかったように思いますかね。前に申しました顧問、副顧問それに同族会の議長といえますか総領家の当主、そういう方々が話が進められたんじゃないんですかね。そこで決ったことを、社員会議に皆が来た時に、こういうに風決ったと報告する。そこで異議が出ればなんです、ほとんど異議の出たことないですね。実際、私がああ会議に出るようになってから、割にそういう大きな問題はなかったようですよ。はじめから、こうするんだとか、ああするんだとかいうことで、意見を出すということは割にありませんでした。私、以前からずっと社員会議に出ておりましたが、一つ印象にありますのは、向井さんと石田礼助さんと、この二人は合名の理事で、社員会議にも出てられたんですが、この二人のうちどちらを理事長にするかという問題のと

きですね。私は当時、経験が少なかったですが、石田礼助さんの方へ旗挙げたんです。しかし、皆さんの空気が向井さんの方なんです。向井さんは如才ない方でしたが、石田さんの方がほんとに芯が通っているんですよ。だから、私、棄権しちゃったんですよ。」

石川「そういう案件は、どのような順序を経て社員会議にまで上ってくるんですか。」

三井「ああ、それは、その点は私よく知らないんです。」

石川「社員会議に上ってくる案件というのは人事問題が主なものだったでしょうか。そのほかに案件としてご記憶にのこってられるものは……」

三井「そうです。人事問題が主だったでしょう。他のものの記憶はないですね。」

安岡「最後に、三井の室町倶楽部についておうかがいたいのですが、あれは三井ご一統が会員になるという、会員クラブのようなものなのでしょうか。」

三井「会員ということも、別に組織的に会員ということ

「もないですがね。」

礼子「あんまり組織的でないわね。」

三井「ただ、われわれ同族が行った時に使える部屋ですね。クラブといってもクラブ組織というものは何もないですね。社員会議をやっていたところですよ。」

礼子「解体時、最後の会議をやったのがあの部屋だったんですよ。」

安岡「本日は、お忙しいところ、まことに有難うございました。」

〔付記〕

なお、当日の対談には、三井礼子氏、三井高昶氏、安岡重明、松澤員子（国立民族学博物館助教授）、石川健次郎、千本暎子（同志社大学大学院）が出席した。